



実務に生かす働く女性の健康支援Q&A

編著：野原理子、長井聡里

発行：公益財団法人産業医学振興財団

定価：3,080円(税込10%)

1991年に米国国立衛生研究所などが主導して女性の健康に関する大規模な長期研究プロジェクトである

Women's Health Initiative

が開始されましたが、それまでは医学の基となるデータも男性中心でした。性差医療という言葉が普及して行ったのも続く21世紀になってからだだと思います。なかなか女性医療があまり顧みられることのなかった頃から女性医療の普及啓発に地道に活動し戦い続けてこられた先駆者の先生方にはこの場をお借りして敬意を表したいと思います。本書の執筆にはそういった先生方が多く加わっておられ、これまでのご苦勞の結実が本書の随所にちりばめられていると感じます。

月経困難、出産や更年期障害は働く女性にとって大きな課題であるという認識の一方で多くの人がそれら

に実際にどう立ち向かえばよいか分からずにきたテーマでもあります。本書ではこれらの問題に対して現実的に立ち向かう術が述べられています。例えば月経困難のパートでは医療の側面とともに産業保健や社会保険労務士の側からも実践的な対応について解説されており、産業医のみならず多くの産業保健スタッフにとって現場で非常に役に立つ内容になっています。働く女性の妊娠・出産についての法的な根拠を含めた説明は働き続けたいという妊婦さんにとって大きな助けになります。また本年4月から改正労働施策総合推進法により努力義務となった治療と就業の両立支援などの話題に関しても分かりやすく解説されています。

本書はまさに働く女性の産業保健に携わる多くの人にとってお勧めの一冊です。

なかおか たかし
中岡 隆志

(独立行政法人 労働者健康安全機構 総括研究ディレクター)

情報スクランブル Scramble

厚生労働省より 産業医の辞任時等の報告義務化について

2026年4月28日、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和8年厚生労働省令第86号)が公布され、同年8月1日に施行された。同改正省令により、事業者に対して、産業医の辞任、解任又は退任(以下「辞任等」という)があった場合に所轄労働基準監督署長へ、当該産業医の氏名及び辞任等の年月日等を遅滞なく報告することが新たに義務付けられた*。

ただし、産業医については、現行においても、選任時の所轄労働基準監督署長への報告が義務付けられており、その際に前任者の氏名及び辞任等年月日につ

いても報告することとされており、当該報告を行った場合は、上記の新たに義務付けられた辞任等の報告を重ねて行うことは不要とされている。

今般の省令改正は、①産業医選任義務のある事業場であって、選任がなされていない事業場に対して、その選任を促すとともに、②産業医の解任を行ったことを労働基準監督署が把握できるようにするものである。本省令改正も踏まえ、産業医の選任が適切に行われ、事業場における労働者の健康確保がしっかりと図られるようにする必要がある。

*原則、電子申請によることとするが、当分の間、経過措置として書面による報告も可能。産業医による労働者の健康管理等を徹底しましょう。

※詳細については以下の URL より

<https://www.mhlw.go.jp/content/001480782.pdf>

「産業保健21」126号アンケートのお願い

「産業保健21」では、産業保健活動の実務に資する具体的、実践的な情報を提供しています。今後、更なる充実を図るため、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

●問い合わせ:

(独)労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部産業保健課

※このアンケートでご記入いただいた内容は『産業保健21』制作の参考にさせていただきます。

下記のいずれかの方法でご回答いただきますようお願いいたします。

QRコード: 右のQRコードを読み込み、表示された登録ページからご回答ください。



ホームページ: 下記ホームページのアンケートページからご回答ください。

<https://www.johas.go.jp/occ-health/information/occ-health21/survey-no126/>